

7. 自動継続自由金利型定期預金〔M型〕規定

但馬信用金庫

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金〔M型〕（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金〔M型〕に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、第2条第1項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金〔M型〕」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合、この預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
 - ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金〔M型〕の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金〔M型〕と満期日を同一にする自由金利型定期預金〔M型〕（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金〔M型〕に継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を定期預金共通規定の第4条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定の第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×50%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×60%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×70%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上3年6か月未満	約定利率×70%
H	3年6か月以上4年未満	約定利率×70%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%

E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上3年6か月未満	約定利率×70%
H	3年6か月以上4年未満	約定利率×70%
I	4年以上5年未満	約定利率×70%

④ 預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×20%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×30%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×40%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×50%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×60%
G	3年以上3年6か月未満	約定利率×70%
H	3年6か月以上4年未満	約定利率×70%
I	4年以上5年未満	約定利率×70%
J	5年以上6年未満	約定利率×70%

⑤ 預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	解約日における普通預金の利率
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×20%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×30%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×40%
G	3年以上3年6か月未満	約定利率×50%
H	3年6か月以上4年未満	約定利率×60%
I	4年以上5年未満	約定利率×70%
J	5年以上6年未満	約定利率×70%
K	6年以上7年未満	約定利率×70%

⑥ 預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	解約日における普通預金の利率
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×5%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×20%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
G	3年以上3年6か月未満	約定利率×40%
H	3年6か月以上4年未満	約定利率×50%
I	4年以上5年未満	約定利率×60%
J	5年以上6年未満	約定利率×70%

K 6年以上7年未満 約定利率×70%

L 7年以上8年未満 約定利率×70%

⑦ 預入日の8年後の応当日から預入日の9年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 解約日における普通預金の利率

C 1年以上1年6か月未満 約定利率×5%

D 1年6か月以上2年未満 約定利率×5%

E 2年以上2年6か月未満 約定利率×10%

F 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%

G 3年以上3年6か月未満 約定利率×30%

H 3年6か月以上4年未満 約定利率×40%

I 4年以上5年未満 約定利率×50%

J 5年以上6年未満 約定利率×60%

K 6年以上7年未満 約定利率×70%

L 7年以上8年未満 約定利率×70%

M 8年以上9年未満 約定利率×70%

⑧ 預入日の9年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 解約日における普通預金の利率

C 1年以上1年6か月未満 約定利率×5%

D 1年6か月以上2年未満 約定利率×5%

E 2年以上2年6か月未満 約定利率×5%

F 2年6か月以上3年未満 約定利率×10%

G 3年以上3年6か月未満 約定利率×20%

H 3年6か月以上4年未満 約定利率×30%

I 4年以上5年未満 約定利率×40%

J 5年以上6年未満 約定利率×50%

K 6年以上7年未満 約定利率×60%

L 7年以上8年未満 約定利率×70%

M 8年以上9年未満 約定利率×70%

N 9年以上10年未満 約定利率×70%

⑨ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 解約日における普通預金の利率

C 1年以上1年6か月未満 約定利率×5%

D 1年6か月以上2年未満 約定利率×5%

E 2年以上2年6か月未満 約定利率×5%

F 2年6か月以上3年未満 約定利率×10%

G 3年以上3年6か月未満 約定利率×20%

H 3年6か月以上4年未満 約定利率×30%

I	4年以上5年未満	約定利率×40%
J	5年以上6年未満	約定利率×50%
K	6年以上7年未満	約定利率×60%
L	7年以上8年未満	約定利率×70%
M	8年以上9年未満	約定利率×70%
N	9年以上	約定利率×70%

ただし、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

- (5) 預入日の3年後以降の日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金について、当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日（据置期間の満了日）以降に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は前記第4項に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（中間利息定期預金）

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記第2条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については原則として、預金証書を発行しない（通帳式の場合は、通帳に記載しない）こととし、次により取扱います。
- ① 中間利息定期預金の印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄（通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

4.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項（1）の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(令和2年4月1日 現在)